

建設工事，建築関係コンサルタント業務における

電子入札運用基準

最高裁判所

目 次

1	入札方式等について.....	3
(1)	電子入札方式による参加について.....	3
(2)	紙入札方式による参加を認める場合について.....	3
(3)	電子入札方式から紙入札方式への変更を認める場合について.....	3
(4)	紙入札方式へ移行する場合の取扱いについて.....	4
2	案件登録について.....	4
(1)	各受付期間等の設定について.....	4
(2)	公告日又は公示日以降における案件の修正等について.....	4
(3)	紙入札方式への切替時の処理について.....	5
3	技術資料の提出について.....	5
(1)	使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について.....	5
(2)	ファイル圧縮方法について.....	5
(3)	郵送等を求める場合について.....	5
(4)	郵送等の方法について.....	6
(5)	郵送等の方法により提出する場合における提出期限について.....	6
(6)	ウィルス感染ファイルの取扱いについて.....	6
4	工事費内訳書の提出について.....	7
(1)	使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について.....	7
(2)	ファイル圧縮方法について.....	7
(3)	郵送等を求める場合について.....	7
(4)	郵送等の方法について.....	7
(5)	郵送等の方法により提出する場合における提出期限について.....	8
(6)	ウィルス感染ファイルの取扱いについて.....	8
(7)	工事費内訳書の事前チェック等について.....	8
5	開札	8
(1)	入札書の提出等について.....	8
(2)	再度入札における受付時間の設定について.....	8
(3)	開札等が長引いた場合の入札参加者への連絡について.....	8
(4)	くじ引きにより落札者の決定を行うこととなった場合の取扱いについて.....	8

(5)	電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の取扱いについて	9
(6)	契約担当官等が使用する電子入札システムの障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の取扱いについて.....	10
(7)	入札書が未到達である場合の取扱いについて.....	10
(8)	随意契約についての意思確認方法について.....	10
6	公開検証機能における公開について.....	11
7	入札公告等の取扱いについて.....	11
(1)	工事名又は業務名への追記について.....	11
(2)	工事（業務）概要への追記について.....	11
8	入札参加者の I C カードの取扱いについて.....	11
(1)	電子入札を利用することができる I C カードについて.....	11
(2)	個別案件における委任の取扱いについて.....	12
(3)	特定 J V における I C カードの取扱いについて.....	12
(4)	I C カードの資格等の確認について.....	13
(5)	受任者との契約締結等について.....	13
(6)	I C カードが不正に使用された場合等の取扱いについて.....	13
別紙様式第 1 紙入札方式による参加申請書.....		15
別紙様式第 2 入札方式変更申請書.....		16
別紙様式第 3 年間委任状.....		17

1 入札方式等について

(1) 電子入札方式による参加について

電子入札システムを利用した入札方式（以下「電子入札方式」という。）により実施する建設工事，建築関係建設コンサルタント業務等の調達手続（以下「電子入札対象案件」という。）において，入札（見積り合わせを含む。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）は，原則として電子入札方式により参加するものとする。

(2) 紙入札方式による参加を認める場合について

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は，電子入札対象案件において，入札参加者が次に掲げる事項に該当する場合には，従来の紙の入札書を提出する入札方式（以下「紙入札方式」という。）による参加を認めるものとする。この場合において，入札参加者は，別紙様式第1による紙入札方式による参加申請書を提出して，契約担当官等の承認を受けなければならない。

ア 政府調達に関する協定の適用を受ける案件（いわゆるWTO対象案件）において，紙入札方式による参加を希望する場合

イ 次に掲げる場合その他入札参加者に電子入札方式による参加ができないことについてやむを得ない事由があると認められる場合

(ア) 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効，閉塞，破損等により使用できなくなり，ICカード再発行の申請中又は準備中である場合

(イ) 電子入札システム導入の準備を行っているが，間に合わなかった場合

(3) 電子入札方式から紙入札方式への変更を認める場合について

契約担当官等は，電子入札方式による手続開始後において，入札参加者から紙入札方式への変更を求められた場合には，次に掲げる条件にすべて該当する場合に限り，当該入札参加者について，これを認めるものとする。この場合において，当該入札参加者は，別紙様式第2による入札方式変更申請書を提出して，契約担当官等の承認を受けなければならない。

ア 第1回目の入札締切通知書発行前であること。

イ 次に掲げる場合その他やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であること。

(ア) システム及び回線障害等により締切りに間に合わない場合

- (イ) ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなった場合
- ウ 全体の入札手続に影響がないと認められること。

(4) 紙入札方式へ移行する場合の取扱いについて

(3)により紙入札方式への変更を認められた入札参加者は、紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）として速やかに登録しなければならない。

また、契約担当官等は、当該入札参加者に対して、紙入札参加者としての登録後においては電子入札に関する作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うこととし、別途の手続による交付又は受領等を要しないものとする。

2 案件登録について

(1) 各受付期間等の設定について

- ア 開札予定日時は、原則として、入札書受付締切予定日の翌日を設定するものとする。
- イ 工事費内訳書の開封予定日時は、事前準備に要する時間及び4の(7)の工事費内訳書の事前チェックの必要性等を勘案の上、時間設定をするものとする。
- ウ その他の期間等の設定に当たっては、各入札方式とも紙入札方式における運用に準じて設定するものとする。

(2) 公告日又は公示日以降における案件の修正等について

公告日又は公示日以降において、案件登録情報のうち、所在地、入札方式、工種区分、落札方式、評価項目名称、業務区分又は工事費内訳書等提出の有無について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに当該案件（以下「錯誤案件」という。）の再登録を行うものとする。

- ア 錯誤案件に対して技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、例えば受付開始日時が「13:00」である場合には、受付締切日時を「13:01」に変更する等締切日時の変更を行う。
- イ 件名に「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」等と追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に明示する。
- ウ 改めて新規の案件として登録する。
- エ 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実な方法により連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を送信するように依頼する。

(3) 紙入札方式への切替時の処理について

契約担当官等が使用する電子入札システムに障害が発生し、復旧の見込みがない場合（５の(5)のア参照。）その他やむを得ない事情により、契約担当官等が、当該電子入札対象案件について電子入札方式から紙入札方式へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札へ移行)」と追記変更し、以後、当該案件に係る電子入札方式による手続を行わないこととする。

3 技術資料の提出について

(1) 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について

契約担当官等は、技術資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式を次表により指定するものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう電子入札方式による入札参加者（以下「電子入札参加者」という。）に明示するものとする。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	一太郎	Ver. 12 形式以下での保存
2	Microsoft Word	Word2000 形式以下での保存
3	Microsoft Excel	Excel2000 形式以下での保存
4	その他のアプリケーションソフト	① PDF ファイル (Acrobat7.0 形式以下で作成したもの) ② 画像ファイル (JPEG 形式又は GIF 形式) ③ 上記に加え特別に認めたファイル形式

(2) ファイル圧縮方法について

契約担当官等は、ファイル圧縮を認める場合には、L Z H形式（L H Aにより圧縮されたファイル形式をいう。）又はZ I P形式（G z i pにより圧縮されたファイル形式をいう。）を指定するものとし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送等を求める場合について

契約担当官等は、提出される電子ファイルの容量が1MBを超える場合には、原則として、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）の方法による提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該電子入札対象案件の特性等を考慮の上、すべての電子入札参加者に対して郵送等による提出を求めることができるものとする。

(4) 郵送等の方法について

ア 契約担当官等は、郵送等の方法により技術資料の提出を求める場合には、必要書類の一式を提出させるものとし、当該一式書類を郵送等による方法と電子入札システムによる方法により分割して提出することは認めないものとする。

また、契約担当官等は、電子入札参加者が郵送等の方法による提出を求めた場合には、当該電子入札参加者に対して、電子入札システムにより、次の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

- (ア) 郵送等の方法により提出する旨の表示
- (イ) 郵送等の方法により提出する書類の目録
- (ウ) 郵送等の方法により提出する書類のページ数
- (エ) 郵送の方法による場合にはにおいては、発送年月日
- (オ) 持参の方法による場合にはにおいては、持参予定年月日

イ 電子入札参加者は、郵送に当たっては、書留郵便等の配達記録が残るものを必ず利用しなければならないものとし、契約担当官等は、郵送等の方法により提出された技術資料を受領した場合には、速やかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

(5) 郵送等の方法により提出する場合における提出期限について

郵送等の方法による場合の提出期限は、電子入札システムの締切りの日時と同一とする。

(6) ウィルス感染ファイルの取扱いについて

契約担当官等は、電子入札参加者から提出された電子ファイルによる技術資料がウィルスに感染していることが判明した場合には、当該電子入札参加者に対してウィルスに感染している旨を直ちに電話等により連絡し、技術資料の再提出の方法について協議するものとする。

この場合において、当該電子入札参加者から郵送等の方法による技術資料の再提出が行われた場合には、契約担当官等は、郵送等の方法により提出された技術資料の受領確認後、電子入札システムにより、受付票の発行を行うものとする。

なお、電子ファイルによる技術資料の再提出は、契約担当官等において当該電子入

札参加者が完全にウィルス駆除が行えると判断できた場合にはに限り許可するものとする。

4 工事費内訳書の提出について

(1) 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について

契約担当官等は、工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式を3の(1)の表により指定するものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう電子入札参加者に明示するものとする。

(2) ファイル圧縮方法について

3の(2)に同じ。

(3) 郵送等を求める場合について

3の(3)に同じ。

(4) 郵送等の方法について

ア 契約担当官等は、郵送等の方法により工事費内訳書の提出を求める場合には、必要書類の一式を提出させるものとし、当該一式書類を郵送等による方法と電子入札システムによる方法により分割して提出することは認めないものとする。

また、契約担当官等は、電子入札参加者が郵送等の方法による提出を求めた場合には、当該電子入札参加者に対して、入札書の添付書類として、電子入札システムにより、次の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

(ア) 郵送等の方法により提出する旨の表示

(イ) 郵送等の方法により提出する書類の目録

(ロ) 郵送等の方法により提出する書類のページ数

(エ) 郵送の方法による場合にはにおいては、発送年月日

(オ) 持参の方法による場合にはにおいては、持参予定年月日

イ 電子入札参加者は、郵送に当たっては、書留郵便等の配達記録が残るものを利用しなければならないものとする。

ウ 工事費内訳書の提出方法等は、次のとおりとする。

(ア) 封筒は、二重封筒とする。

(イ) 表封筒に工事費内訳書在中の旨を朱書する。

(ロ) 中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に入札件名を表示する。

(エ) 契約担当官等は、提出された工事費内訳書を開札まで厳重に保管する。

(5) 郵送等の方法により提出する場合における提出期限について

3の(5)に同じ。

(6) ウィルス感染ファイルの取扱いについて

契約担当官等は、電子入札参加者から提出された電子ファイルによる工事費内訳書がウィルスに感染していることが判明した場合には、当該電子入札参加者に対してウィルスに感染している旨を直ちに電話等により連絡し、工事費内訳書を郵送等の方法により再提出するよう指示するものとする。

(7) 工事費内訳書の事前チェック等について

契約担当官等は、開札日当日における電子入札参加者の待ち時間の短縮等による負担軽減等を図るため、開札日前日の入札書受付締切時間後において工事費内訳書をチェックすることができるものとする。

この場合において、契約担当官等は、工事費内訳書の内容が対外的に漏洩することがないよう、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

5 開札

(1) 入札書の提出等について

入札参加者は、入札書受付締切時間までに入札書を提出しなければならないものとする。

また、契約担当官等は、提出された入札書の引換え、変更又は取消を認めないものとする（会計法第29条の5第2項参照。）。

(2) 再度入札における受付時間の設定について

契約担当官等は、再度入札の手續に十分な時間が確保できるよう考慮の上、入札書又は見積書の受付時間を設定するものとする。

(3) 開札等が長引いた場合の入札参加者への連絡について

契約担当官等は、開札予定時間から落札決定通知書又は再度入札通知書等の発行までの手續が著しく遅延する状況等が生じた場合には、必要に応じて入札参加者に対し、電子入札システムによる進行状況について連絡するものとする。

(4) くじ引きにより落札者の決定を行うこととなった場合の取扱いについて

契約担当官等は落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あり、くじ引きにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじ引きを実施する旨、対象となる

入札参加者名、入札金額及びくじ引きの実施日時を明記した保留通知書を当該入札参加者全員に対して通知し、くじ引きの実施後に落札決定通知書の発行を行うものとする。

また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじ引きを実施の上、落札決定通知書の発行を行うものとする。

(5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の取扱いについて

ア 契約担当官等は、電子入札参加者から電子入札参加者側の障害により電子入札に参加できない旨の連絡があった場合には、障害の内容及び復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、直ちに障害を復旧することが困難と判断され、かつ、次に掲げる事項に該当する障害等により、複数の電子入札参加者が参加できない場合には、契約担当官等は、原則として、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間を変更し、又は延長することができるものとする（電子入札方式から紙入札方式への変更を認める場合については、1の(3)参照。）。

(ア) 天災

(イ) 広域停電又は地域的停電

(ウ) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

(エ) その他時間延長が妥当であると認められる場合。ただし、ＩＣカードの紛失又は破損（1の(2)のイの(ア)の場合を除く。）及び端末の不具合等電子入札参加者の責に帰すべき事由による障害と認められる場合を除く。

イ 契約担当官等は、変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合には、入札参加者に対して仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとする。この場合において、当該日時変更通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度、日時変更通知書を送信する旨の記載を行うものとする。

ウ 契約担当官等は、正式な開札日時が決定した場合には、入札参加者に対し、再度、日時変更通知書を送信するものとする。

エ 契約担当官等は、イ又はウのいずれの場合にはにおいても、日時変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合には、電話、ＦＡＸ等により対応するものとする。

(6) 契約担当官等が使用する電子入札システムの障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の取扱いについて

ア 契約担当官等は、契約担当官等が使用する電子入札システムにシステム障害等が発生した場合において、復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間を変更し、又は延長し、復旧の見込みがない場合には、電子入札方式から紙入札方式へ切り替えるものとする（２の(3)参照。）。

イ 契約担当官等は、復旧の見込みはあるが、変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合には、入札参加者に対し、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとする。この場合において、当該日時変更通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度、日時変更通知書を送信する旨の記載を行うものとする。

ウ 契約担当官等は、正式な開札日時が決定した場合には、入札参加者に対し、再度、日時変更通知書を送信するものとする。

エ 契約担当官等は、イ又はウのいずれの場合においても、日時変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合には、電話、FAX等により対応するものとする。

(7) 入札書が未到達である場合の取扱いについて

入札書受付締切時間到来後において、入札書が電子入札サーバに未到達であり、かつ、当該電子入札参加者から(5)のアの連絡等がないときは、当該電子入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。

(8) 随意契約についての意思確認方法について

ア 契約担当官等は、落札者が不在の場合において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2に規定する随意契約（以下「不落随契」という。）へ移行する場合の取扱いについて、あらかじめ入札説明書等に次に掲げる内容を記載することにより入札参加者に周知するものとし、さらに、不落随契移行時に電子入札システムにより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。

(ア) 見積書を提出する意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

(イ) 見積書を提出する意思のない者は、辞退届を送信しなければならないこと。

(ウ) 何ら意思表示のない者は、見積書を提出する意思のない者とみなすこと。

イ 不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加したすべての入札参加者に対して送信するものとする。

6 公開検証機能における公開について

電子入札システムに登録された案件の事前公開情報、入札結果及び随意契約情報を公開することにより入札の公正性の向上を図る公開検証機能については、入札参加者への公開を原則とする。

なお、1の(3)により電子入札方式から紙入札方式へ変更した入札参加者の電子入札で入力された情報及び指名取消となった入札参加者の情報については、非公開として取り扱うものとする。

7 入札公告等の取扱いについて

契約担当官等は、電子入札対象案件の入札公告等について、電子入札対象案件である旨を入札参加希望者に明示するため、公告文の本文に次のとおり記載するものとする。

(1) 工事名又は業務名への追記について

案件名の末尾に「〇〇工事（電子入札対象案件）」又は「〇〇業務委託（電子入札対象案件）」等と追記することにより、当該案件が電子入札対象案件である旨を明示する。

(2) 工事（業務）概要への追記について

工事（業務）概要には、次の事項を追記するものとする。

「本件工事（業務）は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事（業務）である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当官等の承認を得た場合に限り、紙入札方式に変更することができる。」

8 入札参加者のＩＣカードの取扱いについて

(1) 電子入札を利用することができるＩＣカードについて

電子入札を利用することができるＩＣカードは、競争参加資格決定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札及び見積に関する権限並びに契約締結に関する権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。

なお、契約担当官等は、受任者による電子入札の利用について、次に掲げる年間委任状が提出されている場合に限り、これを認めるものとする。

ア 年間委任状の提出方法について

別紙様式第3により作成された年間委任状を提出するものとし、これに受任者のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付するものとする。

イ 年間委任状の内容について

(7) 権限について

代表者から受任者に対して、入札及び見積に関する権限並びに契約締結に関する権限が委任されていなければならない。

(イ) 復代理人について

電子入札においては、復代理（(3)の受任者に対する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の構成会社を代表する会社（以下「代表会社」という。）の代表者からの復代理を除く。）は認めないものとする。

(ウ) 委任期間

年間委任状の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。

また、委任期間内に代表者若しくは受任者に変更があった場合又は受任者のICカードについて有効期限満了等による変更若しくは追加があった場合には、その変更内容について、年間委任状を提出した契約担当官等に対して、速やかに書面による届出をするものとする。

ウ 提出先について

年間委任状は、原則として、各契約担当官等に提出するものとする。

エ 提出時期について

年間委任状は、当該入札参加希望者が最初に参加しようとする電子入札の手続が開始される前までに提出するものとする。

(2) 個別案件における委任の取扱いについて

契約担当官等は、電子入札の利用において、原則として、個別案件における委任を認めないものとする。ただし、開札までの間に代表者又は受任者のICカードが、代表者の変更又は有効期限の満了等の理由により失効することが確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

(3) 特定JVにおけるICカードの取扱いについて

電子入札を利用することができるICカードは、特定JVの代表会社の代表者（競争参加資格決定通知書に記載されている者）又は8の(1)の受任者のICカードとする。

また、特定JVの応札に当たっては、個別案件ごとに特定JVの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札及び見積に関する権限並びに契約締結に関する権限についての委任状を提出しなければならない。

なお、8の(1)の支店長等の受任者が特定JVを結成している場合においては、特定

J Vの構成会社の受任者から代表会社の受任者に対する入札及び見積に関する権限並びに契約締結に関する権限について委任されている個別案件の委任状であっても、これを認めるものとする。

(4) ICカードの資格等の確認について

契約担当官等は、一般競争入札方式、公募型指名競争入札方式及び公募型プロポーザル方式において参加申請等のあった入札参加希望者について、当該入札参加希望者の商号又は名称及びICカードの名義人氏名により競争参加資格の有無を確認するものとする。

また、工事希望型指名競争入札方式、通常指名競争入札方式、標準プロポーザル方式及び随意契約において参加申請等のあった入札参加希望者について、事前にFAX等により、入札参加希望者が指定したICカードの商号又は名称及び名義人氏名により確認するものとする。

これらの確認は、8の(1)の当該入札参加希望者の代表者又は受任者であるか否かを照合することにより行うものとし、当該入札参加希望者について入札及び見積に関する権限を有しないことが確認された場合には、契約担当官等は、当該入札参加希望者に電話等によりその旨を通知するものとする。この場合において、当該入札参加希望者が次に掲げる方法を採用しない場合には、当該電子入札対象案件への参加を認めないものとする。

ア 代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、再度の参加を申請する。

イ 代表者又は代理権限のある名義人のICカードがない場合には、紙入札方式による参加を申請する。

(5) 受任者との契約締結等について

代表者のICカードにより入札に参加し、落札した場合にはにおいては、契約担当官等は、代表者又は代表者からの委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

受任者のICカードにより入札に参加し、落札した場合にはにおいては、契約担当官等は、原則として、当該入札に参加した受任者又は代表者と契約を締結することができる。

(6) ICカードが不正に使用された場合等の取扱いについて

ア 契約担当官等は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードの不正使用(以下

「不正使用等」という。)をした場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等の方法により、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

(ア) 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(イ) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(ウ) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

イ 契約担当官等は、落札決定後契約締結前において、不正使用等が判明した場合には、契約を締結しないことができるものとする。

ウ 契約担当官等は、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事（業務）の進捗状況等を考慮の上、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

(別紙様式第1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 官職 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

紙入札方式による参加申請書

貴庁発注に係る下記1の電子入札対象案件について、下記2の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないことから、紙入札方式による参加について申請します。

記

1 案件名

2 電子入札システムを利用しての参加ができない理由

上記について承認します。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

支出負担行為担当官 官職氏名 印

(別紙様式第2)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 官職 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

入札方式変更申請書

貴庁発注に係る下記1の電子入札対象案件について、下記2の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないことから、紙入札方式への変更について申請します。

記

1 案件名

2 変更理由

上記について承認します。

なお、次に掲げる事項について留意してください。

1 紙入札参加者として速やかに登録すること。

2 紙入札参加者としての登録後においては、電子入札に関する作業を行わないこと。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

支出負担行為担当官 官職氏名 印

(別紙様式第3)

年 間 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 請負工事（業務委託）の入札及び見積に関する一切の件
- 2 工事（業務）請負契約の締結及び工事の施工に関する一切の件
- 3 工事（業務）請負金及び前払金の請求並びに受領に関する一切の件
- 4 復代理人選任に関する一切の件
- 5 建設共同企業体に関する一切の件

委任期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

平成 年 月 日

委 任 者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

受 任 者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官 官職 殿